

村内に土地・家屋を所有している方へ

こんなときは、届け出が必要です！



土地や家屋を所有する方には、固定資産税(毎年1月1日に土地や家屋、償却資産を所有している方にかかる税金)や都市計画税(市街化区域内の土地・家屋を所有している方にかかる税金)などが課税されます。

適正な課税をするため、次に該当する場合は、税務課(役場行政棟1階)備え付けの申請書に記入の上、届け出をお願いします。詳細はお問い合わせください。※申請書は村公式ホームページからもダウンロードできます。

【問い合わせ】税務課資産税担当(☎282-1711 ▽土地に関すること…内線1112 ▽家屋に関すること…内線1113)

こんなときは届け出を！

土地の利用状況を変更したとき

▽住宅の建て替えなど、住宅用地の状況を変更した▽所有地と隣接する土地を取得して一体利用するようになった▽太陽光発電施設を設置した▽土地の賃貸借契約を結び、貸駐車場等を始めた▽敷地の一部を道路部分として提供(セットバック)した——など、課税内容を変更する必要がある場合は、所定の申請書に必要書類を添えて、届け出をお願いします。

家屋の新築・増築等を行ったとき

新築や増築をして現地調査を受けていない家屋の所有者は、面積・用途にかかわらず届け出をお願いします。また、次の一定要件を満たす住宅は、申告により固定資産税の減額措置の適用を受けることができます。

▽新築した認定長期優良住宅

▽耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修(断熱改修)を行った住宅

家屋を取り壊したとき

令和3年1月1日(金・祝)までに家屋を取り壊した場合、令和3年度以降の固定資産税は課税されなくなりますので、令和2年12月28日(月)までに届け出をお願いします。なお、令和3年1月以降に届け出た場合は、取り壊し日を証明する書類の添付が必要となりますのでご注意ください。

登記されていない家屋の所有者が 売買・相続等により変更になったとき

課税台帳の名義を変更するため、所定の申請書に必要書類を添えて、届け出をお願いします。なお、登記されている土地・家屋については、水戸地方法務局(☎227-9922)で所有権移転登記を行ってください。

納税通知書の送付先が変更になったとき

▽所有者または納税義務者が死亡した▽国外へ転出した▽村外で住所を変更した——場合等は、届け出をお願いします。

東日本大震災の特例措置

次に該当する場合は申告により固定資産税が軽減されます。

被災住宅用地に係る特例

震災により滅失・損壊(全壊・大規模半壊・半壊)した住宅を取り壊した場合、住宅を建設する間、令和3年度分まで特例措置を受けることができます。

被災代替住宅用地に係る特例

被災住宅用地の所有者等が代替土地を取得した場合、住宅が建設されていなくても、被災住宅用地相当分について(取得後3年度分まで)特例措置を受けることができます。

被災代替家屋に係る特例

震災により滅失・損壊(全壊・大規模半壊・半壊)した家屋の所有者等が代替家屋を取得または改築した場合、被災家屋の床面積相当分について(取得後6年度分まで)特例措置を受けることができます。

居住困難区域に住宅用地・家屋を所有している方の特例

福島第一原子力発電所の事故の影響により、指定された居住困難区域に住宅用地・家屋を所有している方等が、その代替として村内に住宅土地・家屋を取得した場合、特例措置を受けることができます。

次のことについて併せてご確認ください！

令和3年度は土地・家屋の「評価替え」を行います

土地・家屋の評価額は3年ごとに見直され、令和3年度はその見直しの年度になります。現在の利用状況や地価等の変動により、税額が変更となる場合があります。評価替え後の税額については、令和3年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書をご確認ください。

令和3年度から共有の固定資産の納税通知書を見直します

令和3年度課税から、複数人で所有(共有)している固定資産の納税通知書の集約方法を見直しました。このため前年度までと比較し、納税通知書の通数や所有者名の表記に変更が生じることがあります。※納税通知書の通数に変更となる対象者に対しては、令和2年8月20日付け文書で個別に通知しています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者・小規模事業者の皆さんへ

固定資産税・都市計画税を軽減します

新型コロナウイルス感染症の影響で一定の事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋および設備等の償却資産に対する固定資産税と事業用家屋に対する都市計画税を軽減します。

◆軽減措置の対象となる事業者

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同時期の事業収入と比べて、30パーセント以上減少している中小事業者等で、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいない事業者(個人事業主を含む)。※大企業の子会社等は対象外となります。



◆軽減措置の対象となる資産

▽償却資産

▽事業用家屋 ※▽個人の所有する居住用の家屋は対象外となります。▽事業用と居住用が一体となっている家屋については、事業専用割合に応じた部分が軽減の対象となります。

◆軽減措置の対象となる税金

▽設備等の償却資産および事業用家屋に対する令和3年度分の固定資産税

▽事業用家屋に対する令和3年度分の都市計画税 ※土地および令和2年度分に対する固定資産税および都市計画税は軽減の対象外となります。

◆固定資産税および都市計画税の軽減率

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入減少率	軽減率
事業収入が前年同時期比で50パーセント以上減少している場合	全額
事業収入が前年同時期比で30パーセント以上50パーセント未満減少している場合	2分の1

【申し込み・問い合わせ】

令和3年2月1日(月)までに、申告書(原本)(税理士、商工会等の認定経営革新等支援機関の確認印が押されたもの)と、同機関に提出した書類と同じもの(コピー可)をお持ちの上、税務課資産税担当(☎282-1711 内線1111)へ申し込みください。※申告書は、村公式ホームページからダウンロードできます。